

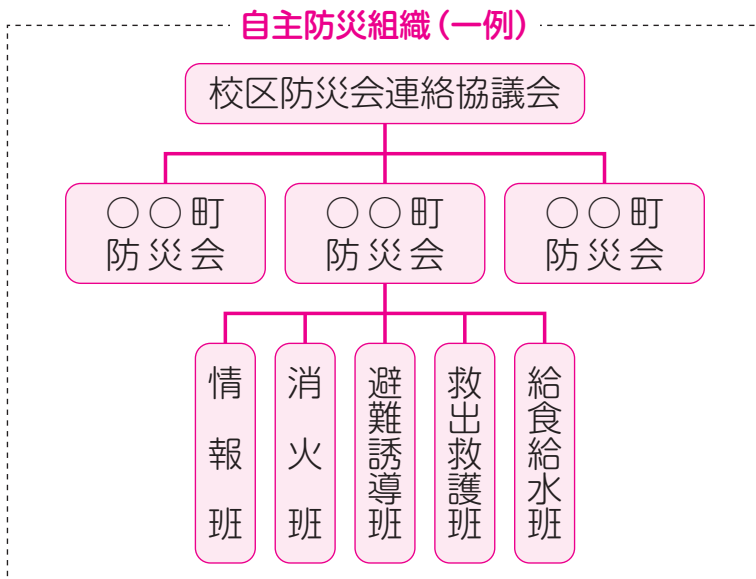
1章 自主防災組織

1. 自主防災組織とは

～自分たちのまちは自分たちで守る～

災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。そして本市では、市民の皆さんが、この自主防災組織の一員となっています。大災害が発生した場合、防災関係機関は全力を注ぎますが、被害が広範囲に及んだり、市役所や職員も被災してしまうことも考えられます。こうした状況下では、地域が一体となって「自分たちのまちは自分たちで守る」ために災害に立ち向かうことが必要です。

そのために住民一人ひとりが日頃から地域の安全を考え、災害が発生した場合にも早い段階で的確に対処できるような基礎知識を身に付けておくことが必要です。



(1) 防災コミュニティとは

- ① 防災コミュニティとは、様々な分野の地域住民や事業所、行政などが協力し合って、災害に強いまちづくり・人づくりを目指し、防災活動に取り組む地域社会をいいます。
- ② 日頃から顔の見える関係を築いておくと、地震など、いざという時に迅速でスムーズな防災活動を行うことができます。
- ③ 地域に根付いているお祭りなど、多くのイベントの機会や防災訓練を通じ、協力し合える仲間づくりをしましょう。

(2) 防災コミュニティのイメージ



2. 組織づくり

(1) 体制

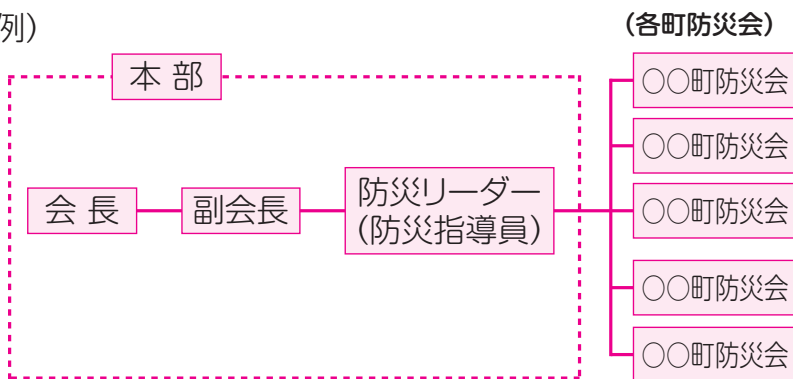
自主防災組織は、会長を指揮命令系統の長として活動しますが、訓練や講習などの企画、啓発活動などは、防災リーダーなどを中心として行います。自主防災組織と防災リーダーは、日頃からお互いに思いやりと助け合う心をもって力を合わせ、いざという時それぞれの任務分担に基づいて行動できるように体制づくりをしておくことが必要です。

(2) 校区防災会連絡協議会

本市の自主防災組織の形成は、町単位に結成し、活動することを基本としますが、町自主防災組織（町防災会）だけでは、対応できない場合や災害が広範囲に及ぶ場合などは、各町の防災会が互いに連携し、活動することが必要となります。このため、各町防災会が円滑に活動できるように、校区単位でも、会長などを中心として、各町のとりまとめや調整を行うための体制作り（校区防災会連絡協議会）が必要です。

① 組織の構成

(例)



② 組織の任務

平常時の活動	発災時の活動
<ul style="list-style-type: none">●校区内の組織づくり●統括体制確認●防災機関、行政機関との連携構築●活動方針の企画など●訓練、イベントなどの企画、実施●各町防災会の運営指導●各町防災会との連絡調整	<ul style="list-style-type: none">●本部設置●市の災害対策本部との調整●各町防災会の調整及び指示●校区内の被害状況把握●避難所での各町の統括 (※避難所運営については4章 避難所の運営を参照)

○避難所運営委員会が設置された場合は、避難所運営委員会の各班との整合を図り活動する。

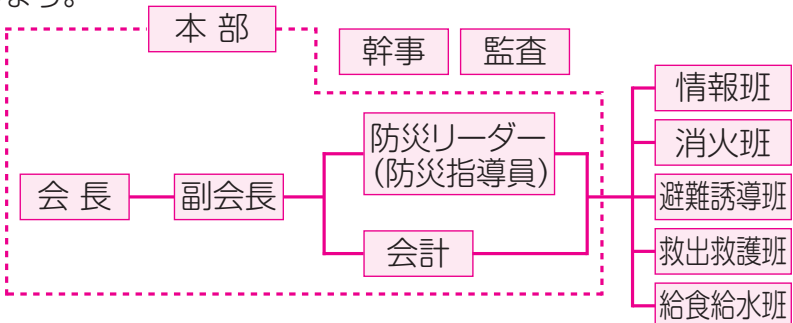
(3) 町自主防災組織（町防災会）

本市の自主防災活動は、町自主防災会（町防災会）が基本ですが、その町自主防災組織は、基本的には、住民自治組織である町自治会を基盤に、その自治活動の一環としての防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として成り立っています。

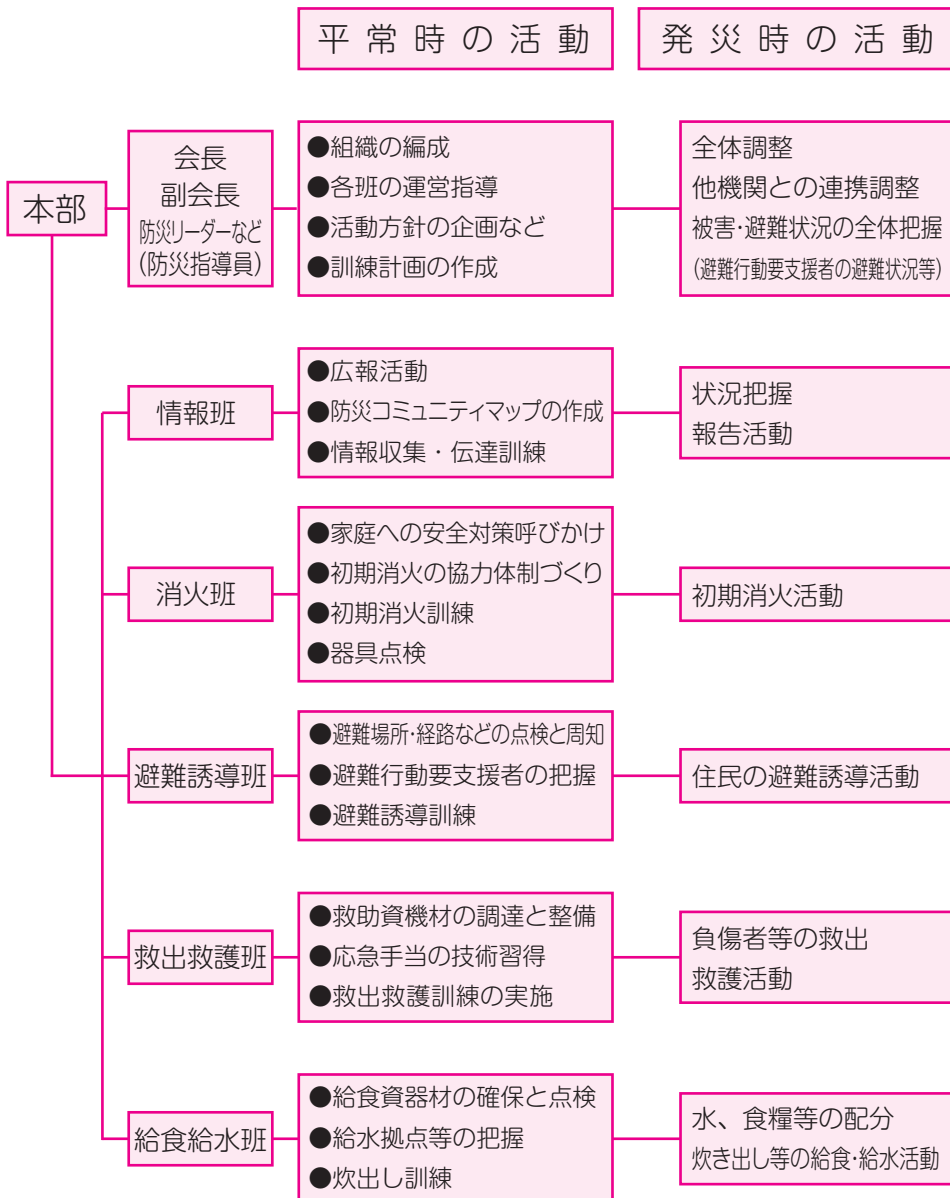
またその活動として、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、平時から活動班を編成し、各班としての知識・技術を高めておくことが必要とされます。

① 組織の構成

自主防災組織は、下の例を参考に組織を構成すると良いでしょう。



② 組織の任務



3. 平常時の活動と発災時の活動

(1) 本部（校区防災会連絡協議会）

各町の自主防災組織を統括し、災害が広範囲に及ぶ場合や避難所に集まってくる住民への対応など校区単位の活動において各町との連絡調整や市災害対策本部との調整を主な任務とします。

① 平常時

- ・ 地域の特性（地理的条件、建物、道路、危険な場所などの実態）を把握し、具体的な防災計画を作成する
- ・ 校区内の防災計画の内容を各町自主防災組織に理解させる
- ・ 校区内の自主防災組織との連携強化や統括体制の確認のため校区単位での防災訓練や防災講話などの実施
- ・ 校区防災訓練実施マニュアル、避難所開設運営マニュアルなどの作成
- ・ 地域住民や事業所、行政などの協力による災害に強いまちづくり、人づくり

② 発災時

- ・ 校区内における被害状況の把握
- ・ 各町自主防災組織を統括し、広範囲な災害に対する対応の指示
- ・ デジタル防災行政用無線（MCA無線）等を使って市の災害対策本部への連絡と調整
- ・ 避難行動要支援者への支援
- ・ 避難所運営委員会の設置と避難所の運営（避難所運営については4章避難所の運営を参照）

※防火・防災訓練の実施にあたっては、あらかじめ「防火・防災訓練実施届」を防災危機管理課（校区防災訓練）又は中・南消防署（町防災訓練）へ提出して下さい。

「防火・防災訓練実施届」は市役所の防災危機管理課ホームページからダウンロードすることも出来ます

URL：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/31324.htm>

(2) 各町本部（町自主防災組織）

災害時の混乱した中、時間経過とともに変遷する災害の状況に、地域住民が協力して効率よく対応できるよう各班を統括します。また、校区内の自主防災組織との連携ができるよう連絡調整などを行うことも任務です。

① 平常時

- ・ 具体的な防災計画の作成や活動指針を考える
- ・ 組織の防災計画などの内容を地域住民に理解させる
- ・ 防災の知識や技術などを高めるための地域住民に対する防災講習や防災訓練を行う

② 発災時

- ・ 被害状況の把握
- ・ 校区内の自主防災組織等との連携
- ・ 各班を統括し、災害に対する対応の指示



校区防災訓練の様子（間仕切り体験の様子・防災講話の様子）

(3) 防災リーダー（※防災指導員）

防災リーダー（※防災指導員）は、とよはし防災リーダー養成講座を修了した方で、防災について知識・技術を習得し、自主防災組織の活性化や主体的活動の確保を図ります。また、校区防災会連絡協議会や町自主防災組織の活動が効果的に実践されるために必要な調整や指導を行うなど、地域の自主防災活動の中心となる方です。

※防災指導員は、防災リーダーを養成する前の名称で、役割は防災リーダーと変わりません。防災リーダーがまだいない町があるため、防災指導員の名称を残しています。

① とよはし防災リーダー養成講座

豊橋市では自主防災組織の中で中心となって活動する地域のリーダーを養成することを目的としてとよはし防災リーダー養成講座を毎年実施しています。

② 防災リーダーフォローアップ講座

とよはし防災リーダー養成講座を修了した方を対象に、継続的な学習の機会を提供することで、より多くの知識や技術を習得することを目的として毎年実施しています。



防災リーダーフォローアップ講座の様子

(4) 情報班

地域の被害状況、防災関係機関からの正確な情報を収集し、地域住民への伝達を主な任務とします。

※デマに惑わされないように、公的機関からの確かな情報を入手しましょう。

正確な災害情報の入手方法

テレビ、豊橋防災ラジオ、市のホームページ、豊橋ほっとメール、豊橋市防災・安全・安心情報フェイスブック、豊橋市防災・安全・安心情報ツイッター、市の広報車など

① 平常時

- ・ 広報活動
- ・ 地域内の防災関連施設・設備のチェック
- ・ 防災コミュニティマップ作成・修正
- ・ 情報収集・伝達訓練実施

② 発災時

ア 地域の被害状況の把握

- ・ 人的被害（死者、行方不明者、負傷者、要救助者）
- ・ 建物被害（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）
- ・ 火災の状況
- ・ その他（橋、道路、水道、電気、ガスなどの状態）

イ 市（災害対策本部）への情報伝達

- ・ 電話（固定電話・携帯電話・公衆電話）
- ・ その他（直接災害対策本部へ出向くなど）

(5) 消火班

火災などの被害を最小限に食い止めるには、地域の人々が日頃から地震時に、いかにして出火を防止するかについて対応策を検討するとともに、発災に備え自主防災組織による初期消火体制を確立しておくことが必要です。

① 平常時

- ・ 各家庭への安全対策の呼びかけ
- ・ 初期消火訓練の実施
- ・ 初期消火協力体制の確立（近隣事業所、地域の消防団など）
- ・ 街頭消火器の把握
- ・ 簡易消火栓、防火水槽、川、池など、火災時に有効な水利の把握

② 発災時

- ・ 地域内に発生した火災の規模、周囲の状況などを把握し、直ちに消火活動を行う※
- ・ 消火連携（消防団・校区間の自主防災組織・近隣事業所など）
- ・ 被災後の再出火の防止広報
ガス（元栓）、電気（ブレーカー）の切断を住民に徹底させる

※消火活動は、消火班だけでなく、できるだけ多くの人で街頭消火器や各家庭の消火器、川や池などの水利からのバケツリレー、簡易消火栓からの放水などを行いましょう。



初期消火訓練の様子

(6) 避難誘導班

組織ぐるみで避難できる計画や防災コミュニティマップを作成し、定められた避難場所まで迅速かつ安全に避難できるようにします。

※災害が発生したら必ず避難所へ避難するというものではありません。自宅が安全な場合は避難所運営委員会や情報班・避難誘導班に安否情報を知らせ、自宅で生活することになります。

① 平常時

- ・ 避難場所の周知
- ・ 避難経路の決定（複数）
- ・ 避難経路上の危険箇所の確認
危険箇所の例（がけ地、急傾斜地、川べり、古い壁、落下の危険のある看板やガラスなどや狭い道）
- ・ 避難行動要支援者※の把握
- ・ 避難誘導訓練の実施

※〈避難行動要支援者とは〉

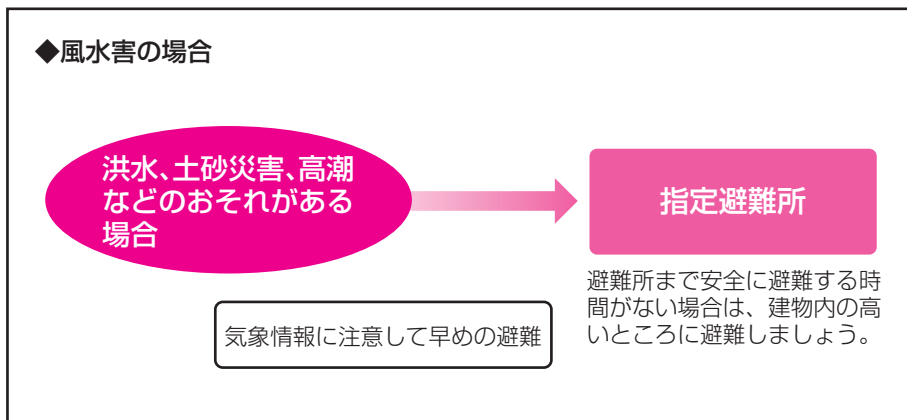
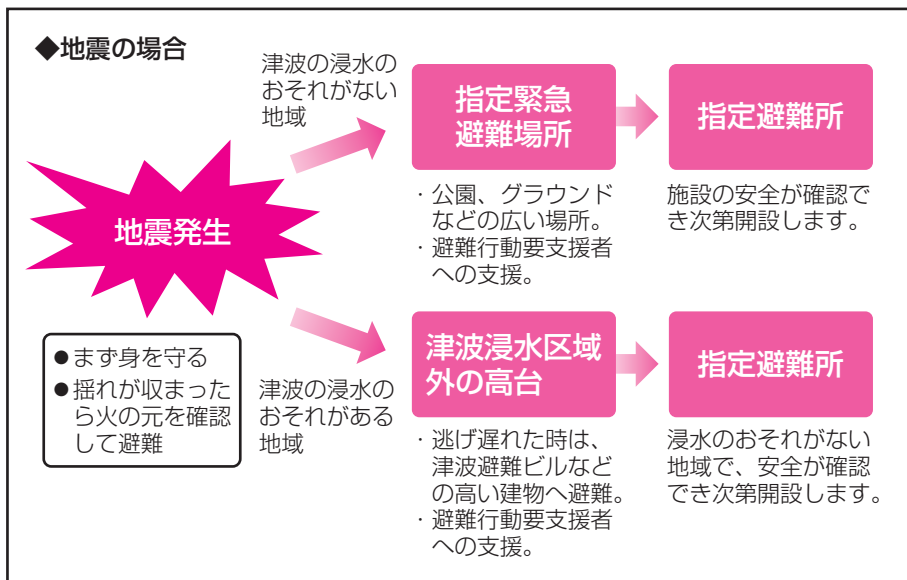
高齢者、障害者、乳幼児や女性、その他の特に配慮を要する人を「**要配慮者**」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人を「**避難行動要支援者**」といいます。

豊橋市では避難行動要支援者の台帳登録を進めています。台帳登録の申込み、詳しい問合せは、市役所福祉政策課（TEL 51-2355）までお尋ねください。

② 発災時

- ・ 避難経路の安全確認
- ・ 避難場所、避難所への誘導
- ・ 負傷者の救出
- ・ 避難行動要支援者の支援
- ・ 安否状況リスト作成

災害が発生した時の避難の流れ



※図で示した避難の流れはあくまでも原則です。災害時は様々なことが考えられます。自分の命を守るために、自分で考え行動するよう心がけましょう。

(7) 救出救護班

負傷者の救出は地域の総力をあげて行うことが必要です。そのためにも、救助資機材の整備、保守及び操作の訓練、応急手当の習得を心がけましょう。

① 平常時

- ・救助資機材の調達と整備
- ・救助資機材の操作技術の習得
- ・応急手当の技術習得（消防署、日本赤十字などの救急講習を受講）
- ・応急救護所の把握
- ・AED設置場所、とよはし市民救命の駅の把握
- ・各家庭へ救急医薬品備蓄の呼びかけ
- ・救出救護訓練の実施



とよはし市民救命の駅ステッカー

とよはし市民救命の駅とは

救急車が到着するまでに速やかな応急手当を行える環境づくりとしてあらかじめ登録された市内事業所等に設置してあるAEDを貸出できる制度です。

登録事業所等は市ホームページ「ちずみる豊橋」から確認できます。「ちずみる豊橋」<http://www2.wagmap.jp/Toyohashi/portal>

知っていますか？ 災害時協力店について

豊橋市は、豊橋石油業協同組合、県石油商業組合東三河第1地区と「災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定」を結んでいます。災害時には、組合加入のガソリンスタンド（災害時協力店）の協力によりボール、ジャッキなどの資機材を救助活動などに使用することができます。地域内の協力店を確認しておきましょう。



② 発災時

- ・ 負傷者などの発生状況の把握
- ・ 建物の倒壊などによる救出救護活動
- ・ 負傷者の応急手当
- ・ 重傷者の病院・応急救護所への搬送及び搬送リストの作成
- ・ 応急救護所の開設・活動への協力

〈主な救出器具〉

- ・ 転倒物、壁及び屋根を破壊する
かなづち、ハンマー、おの、のこぎり、バール、掛矢
- ・ てこを利用して持ち上げる
角材（太さ10 cm以上）
鉄パイプ（太さ5 cm以上）
- ・ 道具で持ち上げる
車のジャッキ

※救出活動には危険が伴います。2次災害には十分気をつけ、無理のない範囲で救出活動を行って下さい。

災害発生後、3日を過ぎると大怪我をした被災者の生存率が急激に低下することから、災害発生から72時間を『黄金の72時間』と呼んでいます。

しかし、阪神・淡路大震災では、救助のための資機材が圧倒的に不足していました。『救助道具三種の神器』と呼ばれるバール・のこぎり・ジャッキを町内単位で一定数確保しておくとい良いでしょう。

(8) 給食給水班

大規模な災害が発生すると電気、ガス、水道の供給が停止し、飲料水、食料品の不足が予想されます。そのため救援物資が届くまでの間はみんなが協力して地域で対処しなければなりません。

① 平常時

- ・ 給食資器材の確保と点検
- ・ 非常用食料、保存水の備蓄・指導
- ・ 炊出し訓練の実施
- ・ 給水拠点などの把握

② 発災時（直後）

- ・ 給食物資などの調達と配分
- ・ 炊出し活動
- ・ 救援物資の配給

※大規模災害時に備え、3日分以上（可能な限り1週間分程度）の備蓄をしましょう。

下の写真を参考に、ご家庭の状況にあわせ備蓄をお願いします。



長期保存飲料水及び保存食による備蓄例（豊橋市食糧備蓄品から）



冷蔵庫などの通常保管分を活用（財）ベターホーム協会提案

1週間分の備蓄例

4. 防災・減災に向けた取組み

(1) 校区・町で行う防災訓練

- ① 初期消火訓練
- ② 避難訓練
- ③ 三角巾の取扱い訓練
- ④ 応急担架の作り方と搬送法
- ⑤ 煙体験
- ⑥ 起震車による地震体験
- ⑦ 炊出し訓練
- ⑧ 給水訓練（給水車、飲料水兼用耐震性貯水槽）
- ⑨ 防災資機材取扱い訓練
- ⑩ 間仕切り訓練
- ⑪ 災害図上訓練（D I G）
- ⑫ 避難所運営ゲーム（HUG）
- ⑬ クロスロードゲーム
- ⑭ 防災コミュニティマップの作成



飲料水兼用耐震性貯水槽を活用しての給水訓練の様子

※その他地域の特性に合わせ、訓練内容を考えましょう

(2) 自主防災組織の育成・強化（市の事業）

- ① 自主防災活動推進大会
豊橋市防災関係感謝状贈呈式
受賞団体等活動成果報告
外部講師を招いた防災講話等
- ② とよはし防災リーダー養成講座
地域の実践的リーダーを養成
- ③ 家具固定ボランティア養成講座
家具固定の啓発
- ④ 防災リーダーフォローアップ講座
防災リーダーのレベルアップを目的に実施

(3) 防災資機材の確保（例）

下の表は、コミュニティにおける防災資機材の一般的な例です。地域の実情に応じて、必要な資機材を用意することが重要です。

目 的	防 災 資 機 材
①情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）等
②初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸 等
③水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、掛矢、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
④救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク 等
⑤救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド 等
⑥避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光機、標識板、標旗、強力ライト、簡易（携帯）トイレ、寝袋、組立式シャワー、ブルーシート 等
⑦給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽 等

「自主防災組織の手引」 消防庁 平成29年3月発行より抜粋